第５章　報告書作成までの地域への対応状況

５．１　方法書の対応

表5.1-1に示すとおりである。

表5.1-1　方法書の対応

方法書名		佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価方法書 （2019年7月　電源開発株式会社）
提出日		令和元年 7月 3日
公告日		令和元年 7月10日
縦覧期間及び場所		・期間：令和元年 7月10日～ 8月 9日 ・場所：県民情報センター、南部町役場
説明会開催日及び場所		・日付：令和元年 7月24日 ・場所：南部町農村環境改善センター
意見募集期間及び結果		・期間：令和元年 7月10日～ 8月23日 ・結果：住民等からの意見はなかった。
意見概要書提出日		令和元年 8月28日
技術審議会	１回目	・日付：令和元年 7月25日 ・場所：県庁防災新館
	２回目	・日付：令和元年10月11日 ・場所：県庁防災新館
知事意見公表日		令和元年11月26日

５．２　事業承継の対応

表5.2-1に示すとおりである。

表5.2-1　事業承継の対応

通知書名	対象事業承継通知書
提出日	令和2年 4月 1日（承継日も同日）
公告日	令和2年 4月 6日
事業の承継者	・承継元：電源開発株式会社 ・承継者：電源開発送変電ネットワーク株式会社
承継の理由	電気事業法に定める送変電事業の法的分離の対応として、送変電部門を分社化して本事業を承継した。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

５．３　準備書の対応

表5.3-1に示すとおりである。

表5.3-1　準備書の対応

準　備　書　名		佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価準備書 （2021年12月、電源開発送変電ネットワーク株式会社）
提　出　日		令和3年12月 7日
公　告　日		令和3年12月10日
縦覧期間及び場所		・期間：令和3年12月10日～令和4年 1月11日 ・場所：県民情報センター、南部町役場
説明会開催日及び場所		・日付：令和3年12月22日 ・場所：南部町農村環境改善センター
意見募集期間及び結果		・期間：令和3年12月10日～令和4年 1月25日 ・結果：住民等からの意見はなかった。
意見概要書提出日		令和4年 1月28日
技術審議会	１回目	・日付：令和4年 3月 1日 ・場所：県庁防災新館　（＊事業者はWEB出席）
	２回目	・日付：令和4年 5月 6日 ・場所：県庁防災新館
知事意見公表日		令和4年 5月26日

５．４　評価書の対応

表5.4-1に示すとおりである。

表5.4-1　評価書の対応

評　価　書　名		佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価書 （2022年9月、電源開発送変電ネットワーク株式会社）
提　出　日		令和4年 9月 1日
技術審議会	１回目	・日付：令和4年 9月13日 ・場所：恩賜林記念館　（＊事業者はWEB出席）
	２回目	・日付：令和4年10月 4日 ・場所：県庁防災新館　（＊事業者はWEB出席）
知事意見公表日		令和4年10月31日

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

５．５　補正評価書の対応

表5.5-1に示すとおりである。

表5.5-1　補正評価書の対応

補正評価書名	佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価補正評価書 （2023年1月、電源開発送変電ネットワーク株式会社）
提出日	令和5年 1月20日
公告日	令和5年 1月23日
縦覧期間及び場所	・期間：令和5年 1月23日～令和5年 2月22日 ・場所：県民情報センター、南部町役場

５．６　事業着手の対応

表5.6-1に示すとおりである。

表5.6-1　事業着手の対応

届出書名	環境影響評価対象事業着手届（電源開発送変電ネットワーク株式会社）
提出日	令和5年 3月23日
着手日	令和5年 3月20日

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

５．７　中間報告書の手続き時期等の対応

表5.7-1に示すとおりである。

表5.7-1　中間報告書の手続き時期等の対応

文　書　名	中間報告書手続き、並びに完了報告書手続きの実施時期等について（協議）
提　出　日	令和5年 5月31日
知事回答日	令和5年 6月12日
知事回答内容	1.令和8年度（2026年度）の中間報告書手続きについては承認します。 2.中間報告書手続きの回数及び完了報告書手続きの時期及び回数は、次の理由から令和8年度の中間報告書手続き終了後に速やかに、改めて協議してください。 【理由】 ・事後調査は、環境保全措置の効果や予測し得なかった影響の有無を確認するために行われるものであり、報告書手続きは、事後調査の結果を踏まえ環境保全措置の見直しの要否を検討するために行われるものである。よって、報告書手続きは適切な時期に行われる必要がある。 ・補正評価書及び今回の協議内容によると、（クマタカ以外の調査は令和9年度までに終了するが、）クマタカの調査が令和11年度まで行われることから、完了報告書手続きを令和12年度としている。 ・しかし、令和12年度の完了報告書手続きでは、クマタカ以外の調査終了から約3年が経過してしまうため、報告書手続きの時期として適切であるか、現在の情報だけでは判断できない。

５．８　顛末書の対応

表5.8-1に示すとおりである。

表5.8-1　顛末書の対応

提　出　日	令和6年 8月 7日
発生事案	変更届手続き未了にて新166鉄塔工事用の運搬用仮設備の変更工事に着手
理　由	弊社の判断で一部工事に着手していたことによる

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

５．９　変更届の対応

５．９．１　変更届の概要

山梨県環境影響評価条例第 31 条第 2 項に基づき、補正評価書の公告後における事業内容の一部変更に伴い、変更届を提出した。表 5.9.1-1 に示すとおりである。

表5.9.1-1　変更届の対応

届出書名	事業内容の一部修正について（届出）	
提出日	令和6年 9月 2日	
変更概要	(1)建替え鉄塔の基数減 ・対象：新164鉄塔 ・内容：工作物減と改変面積減	変更理由及び詳細は、 8.3を参照。
	(2)運搬用仮設備の一部変更 ・対象：新166鉄塔工事用 ・内容：運搬方法と改変面積減	
	(3)運搬用仮設備の一部変更 ・対象：ヘリコプター基地 ・内容：位置変更と改変面積減	
技術審議会	・日付：令和6年10月10日 ・場所：県庁防災新館	
知事判定結果通知日	令和6年10月31日	

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

５．９．２　変更届に対する知事判定結果

令和6年10月31日に山梨県環境影響評価条例第31条第2項基づく「事業内容の一部修正について（届出)」（令和6年9月2日　電源開発送変電ネットワーク株式会社）に対する知事の判定結果が通知された。表5.9.2-1に示すとおりである。

表5.9.2-1(1)　変更届に対する知事判定結果

変更届に対する知事判定結果
届出に係る事項の変更は、事業規模の縮小等に該当すると判定する。 なお、変更を踏まえて補正評価書を再確認し、必要があれば工事着手前の追加調査や、環境保全措置の追加・見直しなどを行うこと。また、次の事項については特に留意すること。 ＜大気汚染、土壌汚染、生態系＞ １　変更後のヘリコプター基地が残土処理場に隣接していることから、ヘリコプターの離着陸に伴う残土などの飛散防止対策の必要性を検討し、検討結果及び基地供用後の影響有無について今後の報告書に記載すること。 ＜動物＞ ２　ヘリコプター基地の場所や飛行ルートの変更により､猛禽類に与える影響も変化するため、監視員の配置場所などヘリコプター運航時の監視計画を確認し、確認結果について今後の報告書に記載すること。 ３　新たに改変域となる範囲内で動物の生息調査が行われているが、生態が十分に解明されていない希少両生類がまだ生息している可能性があるため、最新の知見を踏まえ、より丁寧な改変域内での生息調査を改めて実施し、調査結果及び講じた環境保全措置について今後の報告書に記載すること。 ＜植物、生態系＞ ４　移植対象の植物の中には、減少を続ける希少な昆虫の食草も含まれるため、そのことも踏まえ事後調査計画の確認や成功基準の設置について専門家から助言を受けること。 ＜動物、生態系＞ ５　新たに敷設を計画しているモノレールによる陸上動物の行動圏の分断が懸念されるため、この地域に生息する動物及び生態系を踏まえ必要な環境保全措置を検討、実施し、その内容を今後の報告書に記載すること。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表5.9.2-1(2)　変更届に対する知事判定結果

変更届に対する知事判定結果
＜その他＞ 6　事後調査計画の内容や成功基準の設定といった多くの箇所で専門家から助言を受けていることになっていることから、助言の的確さや、事業への反映有無を確認できるよう、今後の報告書に、以下について可能な限り具体的に記載すること。 ①専門家の情報（専門分野、所属及び氏名等） ②助言等の内容（質問日、質問内容、回答等） ③事業への反映内容

５．９．３　変更届の知事判定結果（留意事項）に対する事業者の見解

表5.9.3-1及び図5.9.3-1に示すとおりである。

表5.9.3-1(1)　変更届の知事判定結果（留意事項）に対する事業者の見解

知事判定結果（留意事項）	事業者の見解
＜大気汚染、土壌汚染、生態系＞ 1　変更後のヘリコプター基地が残土処理場に隣接していることから、ヘリコプターの離着陸に伴う残土等の飛散防止対策の必要性を検討し、検討結果及び基地供用後の影響有無について今後の報告書に記載すること。	ヘリコプターの風圧により飛来、飛散する可能性のある物として、仮置き残土、廃屋等を事前に除去し、その影響が生じないように措置しました。（図5.9.3-1）

仮置き残土の除去前	仮置き残土の除去後
	

図5.9.3-1　ヘリコプター基地の仮置き残土の除去前後

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

表5.9.3-1(2)　変更届の知事判定結果（留意事項）に対する事業者の見解

知事判定結果（留意事項）	事業者の見解
＜動物＞ 2　ヘリコプター基地の場所や飛行ルートの変更により、猛禽類に与える影響も変化するため、監視員の配置場所などヘリコプター運航時の監視計画を確認し、確認結果について今後の報告書に記載すること。	ヘリコプター第２基地の場所を変えましたが、「補正評価書」で定めた猛禽類の事後調査における観察定点から、クマタカの行動エリアは視認可能です。ヘリコプター運航時の監視計画と確認結果について、中間報告書に記載いたしました。 （第4章 4.1.8 生態系（p4.1-103)）
3　新たに改変域となる範囲内で動物の生息調査が行われているが、生態が十分に解明されていない希少両生類がまだ生息している可能性があるため、最新の知見を踏まえ、より丁寧な改変域内での生息調査を改めて実施し、調査結果及び講じた環境保全措置について今後の報告書に記載すること。	新たに改変域（伐採のみ）としたヘリコプター第２基地について、補正評価書で定めたとおり、改変前に生息調査し、個体は確認されなかったことを中間報告書に記載いたしました。（第4章 4.1.7 動物（p4.1-92)）
＜植物、生態系＞ 4　移植対象の植物の中には、減少を続ける希少な昆虫の食草も含まれるため、そのことも踏まえ事後調査計画の確認や成功基準の設置について専門家から助言を受けること。	希少昆虫の食草の移植に関する事後調査計画と成功基準については、専門家に相談を受けて実施しています。
＜動物、生態系＞ 5　新たに敷設を計画しているモノレールによる陸上動物の行動圏の分断が懸念されるため、この地域に生息する動物及び生態系を踏まえ必要な環境保全措置を検討、実施し、その内容を今後の報告書に記載すること。	新たに敷設する新166鉄塔運搬用仮設モノレールは、補正評価書の保全措置と同様に動物の移動を分断しない構造にして設置しました。これについて中間報告書に記載いたしました。（第4章　4.1.7動物（p4.1-78)）
＜その他＞ 6　事後調査計画の内容や成功基準の設定といった多くの箇所で専門家から助言を受けていることになっていることから、助言の的格さや、事業への反映有無を確認できるよう、今後の報告書に、以下について可能な限り具体的に記載すること。 ①専門家の情報（専門分野、所属及び氏名等） ②助言等の内容（質問日、質問内容、回答等） ③事業への反映内容	専門家の同意を得た範囲において、中間報告書（非公開版）に具体的に記載しました。 （第4章 4.2 事後調査に係る専門家による技術的助言（p4.2-9)）

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

５．１０　工事中の対応状況

５．１０．１　地元対応

事業着手した2023年から毎年、南部町役場を通じて、関係地区に対して環境保全措置と事後調査の実施、連絡窓口を周知している。

また、住宅地の近隣における鉄塔基礎工事、ヘリコプター運搬の着手前、景観眺望点の撮影前にも南部町役場を通じて、関係地区に訪問説明している。

５．１０．２　環境保全の見地に係る苦情等

事業実施による環境保全の見地に係る苦情等は寄せられていない。

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱

© 2026　電源開発送変電ネットワーク㈱